

令和2年度 府中市生きがい創出事業補助金
交付対象者募集要領

府 中 市

1 募集の目的

府中市では、高齢者の社会参加を促進し、高齢者が健康で自分らしく生きがいのある充実した生活を送ることのできる長寿社会の一助とするため、自らの持つ能力を活かし、楽しみながら地域社会に貢献する事業に対して、府中市生きがい創出事業補助金の交付希望者を募集します。

2 府中市生きがい創出事業補助金の対象事業

府中市生きがい創出事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第2項第1号に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）はつぎのとおりです。

事業名	事業の例
地域の多世代が交流する事業	子ども食堂 地域の子どもを見守る場づくり
高齢者の特技等を活かして地域貢献を行う事業	おもちゃの修理ボランティア
安心して暮らせる地域づくりを進める事業	地域の防災活動 認知症サロン
文化芸術の普及又は教養を深めるための事業	公民館等の講座を受け、地域に還元する活動
地域の自然、歴史又は伝統を後世に継承する事業	地域の伝承語り部活動

3 府中市生きがい創出事業補助金の額

補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、当該事業を実施するために必要となる研修費用及び継続して使用する物品に係る費用の合計額（国、県、市、その他の機関から補助金等の交付を受ける場合は、その額を差し引いたもの）の全額について、事業の実施数に応じて定めた額を限度に補助します。

補助の上限額

実施回数	上限金額
月2回の活動があること	100,000
月3回の活動があること	150,000
月4回以上の活動があること	200,000

対象となる経費の例

報償費	講師謝礼
旅費	講師等の交通費、研修・会議等の交通費等
消耗品費	書籍、運動用具、食器類等
印刷製本費	資料、パンフレット、チラシの印刷費
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機材の購入費

◎ なお、補助額は、市の予算範囲内で市長が決定しますので、申請された額が決定される補助額となるとは限りません。

4 応募資格（要件）

- (1) 府中市に住所を有する60歳以上の者が3名以上で構成される団体で、応募手続に係る書類を提出した日以降、応募した年度内に、補助対象事業を行うこと。
- (2) 事業を着実に実施できる体制があり、事業で得られる収益や自主財源で最低でも3年以上は事業継続が見込まれること。
- (3) 市税（延滞金を含む）に滞納がないこと。
- (4) その他
 - ・府中市生きがい創出事業補助金交付要綱に定めるもの
 - ・選定後に応募資格（要件）を満たしていないことが判明した場合は、失格とします。

5 応募方法

次の提出書類を、府中市福祉課地域福祉係まで持参（午前8時30分～午後5時15分、ただし土・日・祝日を除く）、郵送、又は電子メール（押印は後日でも可）により提出してください。

なお、次の提出書類のほか、市長が必要と認めたときは別途参考書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

補助金交付申請書（様式第1号）	
事業計画書 （様式第2号）	補助金の交付を受けて運営する事業についての計画
事業収入支出予算書 （様式第3号）	補助金の交付を受けて運営する事業についての収入 支出予算書（2年度分）
市税完納証明書	

※1 提出書類は、1部とします。特に指示があるもの及び証明書等の規定の大きさのもの以外は、A4サイズで作成してください。

(2) 応募期間

（一次募集）令和2年8月3日（月）から令和2年9月30日（水）まで

（二次募集）令和2年11月2日（月）から令和2年12月25日（金）まで
ただし、一次募集の時点で市の決定する補助額の合計額が、市の予算額に達した場合は、二次募集の実施はありません。

6 審査及び選定方法

- (1) 応募者より提出された補助金交付申請書について募集締め切り日の属する月の翌月に審査し、交付対象者及び補助額を市長が決定します。ただし、審査の結果、交付対象者を選定しない場合もあります。

- (2) 選定方法は、補助金交付申請書及び事業計画書等により、本事業に対する考え方、運営体制、事業の継続性等を総合的に評価し選定します。
- (3) 審査結果の通知は、決定の有無を問わず応募者へ文書で通知します。
- (4) 決定した交付対象者の名称等は公表します。
- (5) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とします。
 - * 選定後に判明した場合も、同様とします。
 - ① 上記4の応募資格（要件）に該当しないと認められたとき。
 - ② 応募関係書類に虚偽の内容の記載があると認められたとき。
 - ③ 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接または間接的に妨げたとき。
 - ④ その他応募に係り不正な行為が認められたとき。

7 選定基準等

次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査します。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の効果
- (3) 運営体制
- (4) 事業の実現性
- (5) 事業の継続性

8 応募に際しての留意事項

- (1) 受付期限終了後は、提出書類の差し替えを一切認めません。また、提出書類は返却しません。
- (2) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (3) 応募受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 選定後の権利譲渡等は、認めません。
- (5) 補助金の交付は、1団体につき1度のみです。次年度以降の事業の継続に対しての補助は有りません。また、「府中市生きがい創業ビジネス補助金」交付決定者は、この補助金の交付を受けたものとみなします。
- (6) 補助金の交付後3年間は、事業継続の確認のため、帳簿等の提出を求める場合があります。
- (7) 提出書類は、本応募に関する目的以外には使用することはありません。
- (8) 提出書類は、府中市情報公開条例に基づき、情報公開の請求により開示することがあります。

受付場所及び問い合わせ先

〒726-8601 広島県府中市府川町315番地 府中市福祉課地域福祉係
電話 0847-43-7148 F A X 0847-45-3206
E-mail fukushi@city.fuchu.hiroshima.jp